

給水装置工事に係る手続きの変更について

給水装置工事ハンドブック等を改正し、令和7年4月1日から以下のとおり取り扱うこととしました。

(1) 給水装置工事申請の提出書類

改正項目	改正内容
厚紙使用の廃止	○給水装置申請書及び竣工図面の厚紙指定を廃止します。
給水装置代理人選定（変更）届の提出要件の緩和	○給水装置代理人選定（変更）届の提出要件を「新設する給水装置の所有者が出雲市外に居住している場合」のみに緩和します。
給水管一次側支障移転工事の際の記載内容の省略	○公共工事に伴う給水管一次側の支障移転工事については、以下の記載内容を省略可とすることとしました。 「省略可とする記載内容」 事前調査表…土地所有者、配水管の水圧、設計使用水量 図面…二次側配管 ※図面に「○○工事に伴う給水管支障移転」等の記載をしてください。
水理計算書提出要件の緩和	○メーターφ25mm以上の給水装置工事申請においても、同時使用水量に変更がないまたは減となる改造工事は水理計算書の提出は不要とします。 ※φ25mm未満の場合でも水栓数給水用具数が多い場合等、審査担当者が必要と判断する場合は水理計算書の提出を求める場合があります。

(2) 給水装置工事ハンドブックの改正

①ハンドブック全体

改正対象	改正内容
給水装置工事ハンドブック 設計審査・工事検査基準 簡易専用水道取扱要領	○国の水道行政に係る事務が「厚生労働大臣」から「国土交通大臣及び環境大臣」に移管されたことに伴い、該当する記載を改めました。

②給水装置工事ハンドブック本文

改正項目等	改正内容
給水装置の施工 P3-38～3-42	○「第4章 構造材質の基準」内に記載していた内容のうち、給水装置の構造材質基準（法、政令、省令）及び基準適合品の確認方法について抜粋要約し、「第3章 1 0 給水装置の施工」内に記載しました。
水道メーター下流側の使用材料 P3-47	○「受水槽方式の定流量器・流量調整弁設置基準」を記載しました。
給水分岐の基本事項 P3-49	○給水分岐の基本事項として以下の項目を記載しました。 ⑳道路（公道及び位置指定道路等民地内道路を含む）に設置する止水栓（仕切弁）ボックスは積上げ式を使用すること。 ㉑道路内（公道及び位置指定道路等民地内道路を含む）での曲がりは原則45°以下の継手を使用すること。ただし民地内道路の第一バルブ直前の立ち上がりは90°とする。 ㉒末端に排水設備が必要な配給水管は、給水分岐が3件以上の管とする。 ㉓排水弁は、停滞水防止のため末端の分岐に最も近接した位置に設置すること。 ㉔排水弁の口径は配給水管口径の1/2～1/3を標準とする。 ㉕道路（公道及び位置指定道路等民地内道路を含む）に排水設備を設置する場合、管種及び施工方法は配水管路設計要領に準じ施工すること。 ㉖分譲地及びアパート等の集合住宅においては、原則分岐から末端まで同一口径とすること。 ㉗分譲地の共有給水管は、位置指定道路等、一般交通の用に供する道に設置すること。 ○≪管内流速について≫の記載に以下の内容を追加しました。 「既に配水管（宅地内配管含む）が布設されている場所において、新たに給水分岐を行うことで水理計算上付近の配水管の水圧が0.15Mpaを下回るか、前述の管内流速を超える場合は、配水管の増口径を行うこと。増口径を行う箇所・延長・管種・口径等については事前に協議を行うこと。」

配管工事 P3-55～3-56	○「1）基本事項」の記載内容の一部を省略し、以下の項目を追加しました。 ⑤給湯器、加湿器、食洗器、製氷機等の水温や水質を変化させる機能を有する器具には逆止弁を設置すること。 ⑥飲料水以外の消防用水槽・雑用水槽等への補給水は、使用頻度が少なく、補給管内で停滞水が生じ衛生上好ましくない。このような停滞水が断水時等に逆流し飲用されることがないよう、補給管の分岐部には逆止弁を設置すること。 ○「2）各管種の接合方法」の具体的な記載は省略し、「給水装置工事技術指針や各製造業者、工業会等が発行する技術資料を参照こと」としました。 ○「3）配管の留意事項」の記載内容の一部を省略しました。また、曲げ配管の施工方法については「給水装置工事技術指針や技術資料を参照すること」としました。
----------------------------	--

③給水装置工事の設計審査・工事検査基準

改正項目等	改正内容
1.設計審査について	○設計審査の流れについて文言を整理しました。
2.工事検査について	○工事検査の流れを中間検査も含めて記載し、現地検査の具体例を記載しました。また、工事検査提出書類、水圧試験について詳細に記載しました。

④ポリエチレン管施工について

改正項目等	改正内容
分岐施工例 本管：DIP	○本管DIP φ50、分岐管φ30の分岐施工例を修正しました。

⑤給水装置工事申請関係書類

改正項目等	改正内容
給水装置工事申請関係書類一覧	○給水装置申請書の解説欄「厚紙使用（110K）」を削除しました。 ○給水装置代理人選定（変更）届の解説欄を「新設する給水装置の所有者が出雲市外に居住している場合」に改めました。
給水装置申請書類確認表	○給水装置代理人選定（変更）届の備考欄を「新設する給水装置の所有者が出雲市外に居住している場合」に改めました。